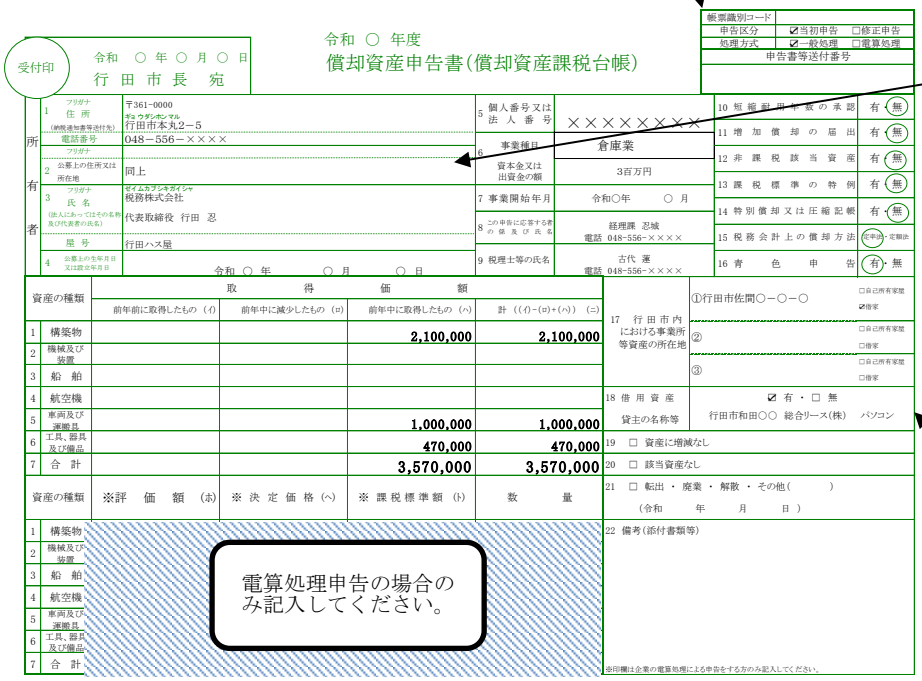
償却資産申告書記入方法（初めて行田市に申告する方向け）

○償却資産申告書（償却資産課税台帳）

申告区分・処理方式の該当項目にチェックを入れてください。電算処理以外は一般処理となります。

1. 住所（送付先）
2. 公簿上の住所等　個人は住民登録地、法人は登記上の本社を記入してください。納税通知書や償却資産申告案内などの送付先を住所以外に設定する場合、1 に送付先、2 に登録地等を記入してください。
3.氏名　資産所有者の氏名を記入してください（法人の場合は法人名称と代表者氏名）。
4.生年月日等　個人は生年月日、法人は設立年月日を記入してください。
※印字済みの場合、内容に誤りがあれば訂正してください。



電算処理申告の場合のみ記入してください。

行田市の支店所在地（資産所在地）を記入してください。社名と名称が異なる場合は名称も記入してください。

リース資産がある場合は、リース会社名を記入してください。

今回の申告で資産の増減がない場合は 19 に、対象資産がない場合は 20 に記入してください。転出などの場合は 21 の事由に○を付け、その他は内容を記入し、事由発生日を記載してください。

○種類別明細書

※賦課期日（1月1日）現在で所有しているすべての資産を記入してください。（該当資産がない場合は記入不要）

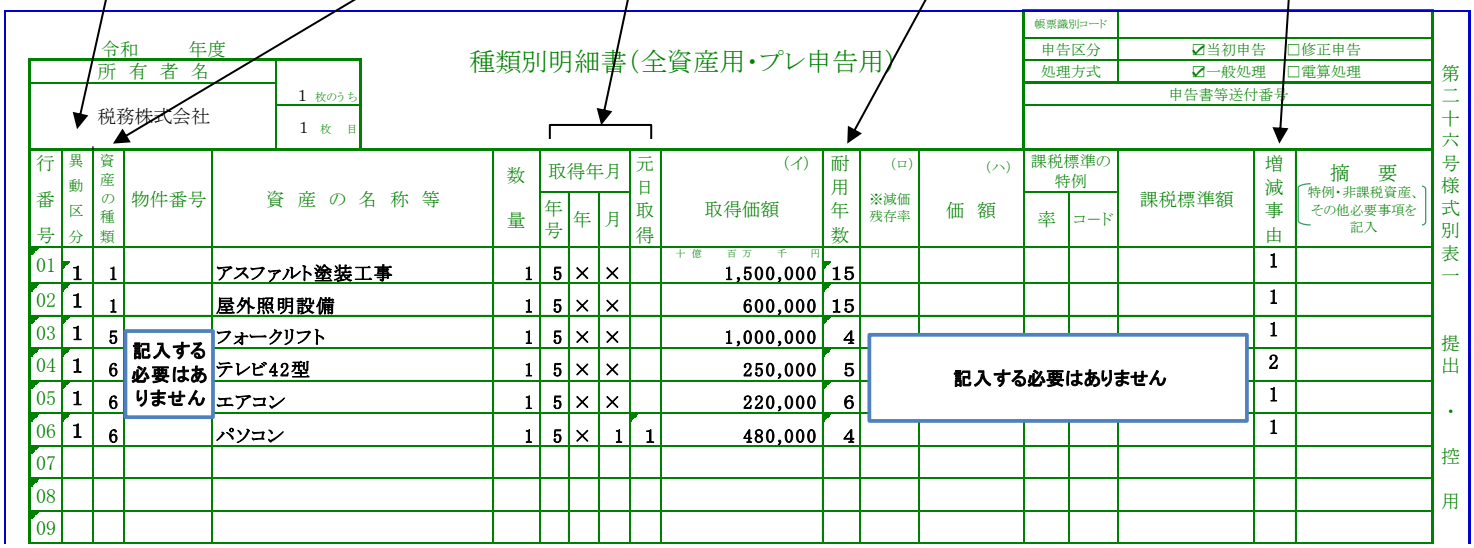
異動のある資産の行には、必ず「異動区分」を記入してください。
1 ＝増加
2 ＝減少
3 ＝訂正

資産の種類
1 ＝構築物
2 ＝機械及び装置
3 ＝船舶
4 ＝航空機
5 ＝車両及び運搬具
6 ＝工具・器具及び備品

年号…令和＝5、平成＝4、昭和＝3
1月1日取得の場合は、元日取得欄に「1」を記入してください。

増減のあった資産について、該当する番号を記入してください。
1 ＝新品取得、2 ＝中古品取得、3 ＝売却、4 ＝滅失、5 ＝移動、6 ＝その他

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1から第6まで（第3及び第4を除きます。）に掲げる耐用年数を記入してください。



※リースを受けている資産は該当しません。（リース会社が申告します。償却資産申告書の「18 借用資産」の欄に、リース会社名を記入ください。）

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車は該当しません。

業種別の該当資産(主なもの)

各種業種共通	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、計算機、コピー機、パソコン、エアコン、駐車場設備、舗装路面、塀、看板、パーテーション、外灯　その他
小売店	陳列ケース、陳列棚、レジスター、冷蔵庫、自動販売機、ネオンサイン　その他
食肉・鮮魚販売店	陳列ケース、レジスター、冷蔵庫、冷凍庫、肉切機、挽肉機　その他
飲食店	レジスター、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、カウンター、室内装飾品、テレビ、放送設備、カラオケ、ネオンサイン、自動販売機、内装(テナント)、テーブル、椅子　その他
理容業・美容業	レジスター、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸機、ドライヤー、テレビ、サインポール　その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、看板、ビニール包装設備　その他
ガソリンスタンド	レジスター、計量機、リフト、充電機、洗車機、テスター、照明設備、消火設備、地下タンク、看板、自動販売機、洗車機コンプレッサー、独立キャノピー　その他
不動産賃貸業 (アパート、駐車場等)	受変電・自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、門塀、広告設備、通信放送機器 舗装路面、看板、駐車場装置、共同住宅の付帯設備(植栽・駐車場・外構など)　その他
遊興業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機　その他
建設業	重機、コンクリートカッター、ポンプ、ポータブル発電機、大型特殊自動車　その他
工場	受変電設備、旋盤、プレス機、貯水設備、福利厚生設備　その他
医院(診療所)	ベッド、手術台、歯科治療用椅子、医療用機器、エアコン、給食用厨房用品　その他